

令和5年度

個別指導における 主な指摘事項（歯科）

東北厚生局

目 次

I 保険診療等に関する事項

| | | |
|----|------------|-----|
| 1 | 診療録等 | P1 |
| 2 | 基本診療料 | P2 |
| 3 | 医学管理等 | P3 |
| 4 | 在宅医療 | P7 |
| 5 | 検査 | P8 |
| 6 | 画像診断 | P10 |
| 7 | 投薬 | P11 |
| 8 | リハビリテーション | P11 |
| 9 | 処置 | P11 |
| 10 | 手術 | P15 |
| 11 | 麻酔 | P16 |
| 12 | 歯冠修復及び欠損補綴 | P16 |
| 13 | 歯科矯正 | P18 |

II 診療報酬の請求等に関する事項

| | | |
|---|-------------|-----|
| 1 | 届出事項、報告事項等 | P19 |
| 2 | 掲示事項 | P19 |
| 3 | 基本診療料の施設基準等 | P20 |
| 4 | 特掲診療料の施設基準等 | P20 |
| 5 | 診療報酬請求 | P20 |
| 6 | 一部負担金等 | P20 |
| 7 | その他 | P21 |

令和5年度 個別指導における主な指摘事項（歯科）

I 保険診療等に関する事項

1. 診療録等

(1) 診療録

- ① 診療録の整備及び保管状況について不備のある例が認められたので改めること。
診療録が散逸しないように適切に編綴すること。
- ② 保険医は、診療録が保険請求の根拠であることを認識し、必要な事項を十分に記載すること。
- ③ 保険医は、診療の都度、遅滞なく診療録の記載を行うこと。
- ④ 複数の保険医が従事する保険医療機関においては、診療の責任の所在を明確にするために、診療を担当した保険医は診療録を記載した後、署名又は記名押印すること。
- ⑤ 保険医が実施した診療内容について、診療録が歯科医師以外の者により記載されている例が認められたので、診療録は原則として診療を担当した保険医が記載すること。やむを得ず口述筆記等を行う場合には、保険医自らが記載内容に誤りがないことを確認の上、署名又は記名押印すること。
- ⑥ レセプトコンピュータ等OA機器により作成した診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので、適切に診療録を作成すること。
 - ア 診療を行った保険医が署名又は記名押印を行っていない。
 - イ 診療を行った場合に遅滞なく診療録を印刷していない。
- ⑦ 診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので、適切に記載すること。
 - ア 診療行為の手順と異なった記載がある。
 - イ 行を空けた記載がある。
 - ウ 療法・処置欄への1行に対し複数段の記載がある。
 - エ 判読困難な記載がある。
 - オ 欄外への記載がある。
 - カ 鉛筆等書き換え可能な筆記用具による記載がある。
 - キ 二本線で抹消せず塗りつぶし、上書き、貼り紙による訂正がある。
 - ク 訂正又は追記した日時が不明である。
- ⑧ 独自の又は現在使用されていない略称を使用している例が認められたので、略称を使用するに当たっては、「歯科の診療録及び診療報酬明細書に使用できる略称について（令5.3.27 保医発0327第10号）」を参照し適切に記載すること。
- ⑨ 診療録第1面（療担規則様式第一号（二）の1）の記載内容に次の例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。
 - ア 部位、傷病名、開始年月日、終了年月日、転帰、主訴、口腔内所見について記載がない又は誤っている。
 - イ 傷病名にC、P u l、P e rの略称を使用しており、病態に係る記載がない。

ウ 歯科医学的に診断根拠のない、いわゆるレセプト病名が認められる。

エ 傷病名を適切に整理していない次の例が認められる。

i 整理していないために傷病名が多数となっている。

ii 重複して付与している又は類似の傷病名がある。

⑩ 診療録第2面（療担規則様式第一号（二）の2）の記載内容に次の例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。

症状、所見、診療方針、部位について記載がない、不十分又は画一的である。

⑪ 診療録を訂正、追記する必要が生じた場合に、その訂正、追記が行われていない例が認められたので、適切に記載すること。

⑫ 診療録の医療保険に関する記載と介護保険に関する記載が、下線又は枠で囲う等により区別されていない不適切な例が認められたので改めること。

（2）歯科技工指示書

① 歯科技工指示書に記載すべき次の内容に不備が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。

ア 設計

イ 使用材料

ウ 発行の年月日

エ 発行した歯科医師の氏名及び当該歯科医師の勤務する病院又は診療所の所在地

② 診療録と関係書類（歯科技工指示書、納品書）において、歯科技工物の製作部位、材料について一致しない例が認められたので、保険医療機関及び保険医により十分に照合・確認すること。

（3）歯科衛生士の業務記録

歯科衛生士が行った業務について、記録を作成していない例が認められたので改めること。

（4）提供文書

歯科疾患管理料、新製有床義歯管理料、クラウン・ブリッジ維持管理料に係る提供文書の原本を診療録に添付し、写しを患者等に提供している例が認められたので、患者等に文書の原本を提供し診療録に当該文書の写しを添付すること。

2. 基本診療料

（1）初診料・再診料

診療が継続している場合に、算定できない歯科初診料を算定している例が認められたので改めること。

（2）初・再診料の加算

《歯科診療特別対応加算》

《初診時歯科診療導入加算》

① 診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例

が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 算定した日の患者の状態

イ (初診時歯科診療導入加算)用いた専門的技法の名称

- ② 著しく歯科診療が困難な者に該当していない場合に、算定できない歯科診療特別対応加算を算定している例が認められたので改めること。

3. 医学管理等

(1) 歯科疾患管理料

- ① 歯科疾患管理料は、継続的管理を必要とする歯科疾患を有する患者に対して、口腔を一単位としてとらえ、患者との協働により行う口腔管理に加えて、病状が改善した疾患等の再発防止及び重症化予防を評価したものである旨を踏まえ、適切に実施すること。

- ② 算定要件を満たしていない歯科疾患管理料を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 1回目の管理計画において、患者の歯科治療及び口腔管理を行う上で必要な基本状況、口腔の状態、必要に応じて実施した検査結果等の要点、治療方針の概要等、歯科疾患の継続的管理を行う上で必要となる情報を診療録に記載していない。

イ 1回目に患者の主訴に関する管理を開始し、2回目以降に歯周病やその他の疾患も含めた管理を行う場合に、新たな検査結果や管理計画の変更点について、患者等に説明した内容を診療録に記載していない。

- ③ 1回目の管理計画において診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 基本状況(全身の状態、基礎疾患の有無、服薬状況、喫煙状況を含む生活習慣の状況等)

イ 口腔の状態(歯科疾患、口腔衛生状態、口腔機能の状態等)

ウ 必要に応じて実施した検査結果等の要点

エ 治療方針の概要等

- ④ 2回目以降の歯科疾患管理料を算定した月に診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

管理に係る要点

《文書提供加算》

- ① 算定要件を満たしていない文書提供加算を算定している次の例が認められたので改めること。

患者等に提供した文書の写しを診療録に添付していない。

- ② 文書提供加算に係る提供文書に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適

切に記載すること。

ア 文書の提供年月日

イ 患者の基本状況（基礎疾患、服薬、生活習慣等）＜初回用のみ＞

ウ 口腔の状態（口腔内の状況、歯や歯肉の状態、口腔機能の問題等）

エ 必要に応じて実施した検査結果等の要点

オ 治療方針の概要等（これまでの治療＜継続用のみ＞、改善目標、治療の予定等）

- ③ 管理に係る文書の作成、提供を行っていないにもかかわらず、文書提供加算を誤って算定している例が認められたので改めること。

《エナメル質初期う蝕管理加算》

算定要件を満たしていないエナメル質初期う蝕管理加算を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 初回算定の際に、フッ化物歯面塗布及び口腔内カラー写真の撮影を行っていない。

イ 2回目以降の算定の際に、口腔内カラー写真の撮影又は光学式う蝕検出装置による測定を行っていない。

ウ 光学式う蝕検出装置による測定を行った場合に、使用した光学式う蝕検出装置の名称と当該部位の測定値を診療録に記載していない。

エ 患者等に対して説明した内容の要点を診療録に記載していない。

《長期管理加算》

- ① 算定要件を満たしていない長期管理加算を算定している次の例が認められたので改めること。

当該管理加算を初めて算定する場合に、患者の治療経過及び口腔の状態を踏まえた今後の口腔管理に当たって特に留意すべき事項について、その要点を診療録に記載していない。

- ② 長期管理加算を初めて算定する場合に、診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

患者の治療経過及び口腔の状態を踏まえた今後の口腔管理に当たって特に留意すべき事項の要点

(2) 小児口腔機能管理料

- ① 算定要件を満たしていない小児口腔機能管理料を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 口腔機能の評価及び一連の口腔機能の管理計画を策定していない。

イ 患者等に対し口腔機能の評価及び一連の口腔機能の管理計画に係る情報を文書により提供していない。

ウ 当該管理料の初回算定日に口腔外又は口腔内カラー写真撮影を実施していない。

エ 患者の状態に応じて行う口腔外又は口腔内カラー写真撮影を、初回算定日の後、当該管理料を3回算定するに当たり1回以上行っていない。

- ② 小児口腔機能管理料は、口腔機能の発達不全が認められる小児のうち、継続的な管理が必要な患者に対して、正常な口腔機能の獲得を目的として行う医学管理について評価したものであることを踏まえ、適切に実施すること。

(3) 周術期等口腔機能管理料(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)

算定要件を満たしていない周術期等口腔機能管理料(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)を算定している次の例が認められたので改めること。

管理報告書を作成していない。

(4) 歯科衛生実地指導料

《歯科衛生実地指導料 1》

- ① 算定要件を満たしていない歯科衛生実地指導料 1 を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 歯科衛生士に行った指示内容等の要点を診療録に記載していない。

イ 情報提供文書を作成していない。

ウ 患者に指導内容に係る情報を文書により、指導の初回時に提供していない。

エ う蝕又は歯周病に罹患している患者に対して、プラークチャート等を用いたプラークの付着状況の指摘、患者自身によるブラッシングを観察した上でのプラーク除去方法の指導を実施していない。

オ 情報提供文書に記載すべき指導等の内容、口腔衛生状態（う蝕又は歯周病に罹患している患者はプラークの付着状況を含む。）、指導の実施時刻（開始時刻及び終了時刻）、保険医療機関名、主治の歯科医師の氏名、指導を行った歯科衛生士の氏名を記載していない。

カ 歯科衛生士による実地指導を 15 分以上実施していない。

- ② 診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

歯科衛生士に行った指示内容等の要点

- ③ 情報提供文書に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 指導等の内容

イ 口腔衛生状態（う蝕又は歯周病に罹患している患者はプラークの付着状況を含む。）

ウ 指導の実施時刻（開始時刻と終了時刻）

エ 主治の歯科医師の氏名

オ 指導を行った歯科衛生士の氏名

(5) 歯周病患者画像活用指導料

歯周病患者画像活用指導料は、歯周病に罹患している患者に対しプラークコントロールの動機付けを目的として、口腔内カラー写真を用いて療養上必要な指導及び説明を行うものである旨を踏まえ、適切に実施すること。

(6) 歯科特定疾患療養管理料

- ① 算定要件を満たしていない歯科特定疾患療養管理料を算定している次の例が認められたので改めること。

症状及び管理内容の要点を診療録に記載していない。

- ② 診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

症状及び管理内容の要点

(7) 歯科治療時医療管理料

- ① 算定要件を満たしていない歯科治療時医療管理料を算定している次の例が認められたので改めること。

患者の血圧、脈拍、経皮的動脈血酸素飽和度の経時的な監視（術前、術中、術後）を行っていない。

- ② 診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 管理内容（モニタリング結果）

イ 患者の全身状態の要点

(8) 診療情報提供料（I）

- ① 算定要件を満たしていない診療情報提供料（I）を算定している次の例が認められたので改めること。

紹介先の機関が未定の場合に算定している。

- ② 診療内容の報告を行った場合に、算定できない診療情報提供料（I）を算定している例が認められたので改めること。

(9) 診療情報連携共有料

算定要件を満たしていない診療情報連携共有料を算定している次の例が認められたので改めること。

交付した文書の写しを診療録に添付していない。

(10) 薬剤情報提供料

算定要件を満たしていない薬剤情報提供料を算定している次の例が認められたので改めること。

薬剤情報を提供した旨を診療録に記載していない。

(11) 新製有床義歯管理料

- ① 算定要件を満たしていない新製有床義歯管理料（「1 2以外の場合」、「2 困難な場合」）を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 情報提供文書の写しを診療録に添付していない。

イ 情報提供文書に欠損の状態、指導内容等の要点、保険医療機関名、担当歯科医師の氏名を記載していない。

- ② 情報提供文書に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

- と。
- ア 欠損の状態
 - イ 指導内容等の要点
 - ウ 保険医療機関名
 - エ 担当歯科医師の氏名

4. 在宅医療

(1) 歯科訪問診療料

- ① 算定要件を満たしていない歯科訪問診療料を算定している次の例が認められたので改めること。
 - ア 第1回目の歯科訪問診療の際に、当該患者の病状に基づいた訪問診療の計画の要点を診療録に記載又は当該計画書の写しを診療録に添付していない。
 - イ 歯科訪問診療の2回目以降に計画の変更を行った場合に、変更の要点を診療録に記載していない。
 - ウ 診療録及び診療報酬明細書に記載すべき実施時刻（開始時刻と終了時刻）、訪問先名、歯科訪問診療の際の患者の状態等（急変時の対応の要点を含む。）について実態と異なる。
- ② 診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。
歯科訪問診療の際の患者の状態等（急変時の対応の要点を含む。）
- ③ 歯科訪問診療料に係る診療時間に、診療前の準備に要した時間、診療後の片付けに要した時間、患者の移動に要した時間、訪問歯科衛生指導料又は歯科衛生実地指導料の算定の対象となった指導の時間を含めている例が認められたので、実際に診療を実施した時刻について記録すること。
- ④ 診療時間が20分未満の場合において、算定できない歯科訪問診療(1、2、3)の所定点数を算定している例が認められたので改めること。(次のいずれかに該当する場合を除く。)
 - ・ 歯科訪問診療1については治療中に患者の容体が急変し医師の診察を要する場合等やむを得ず治療を中止した場合又は「著しく歯科診療が困難な者」に準ずる状態若しくは要介護3以上に準ずる状態に該当する場合
 - ・ 歯科訪問診療2については治療中に患者の容体が急変し医師の診察を要する場合等やむを得ず治療を中止した場合に該当する場合
- ⑤ 算定要件を満たしていない歯科訪問診療2を算定している次の例が認められたので改めること。
歯科訪問診療を行った日時及び訪問診療を行った歯科医師の氏名が記載された文書を患者若しくはその家族又は介護施設職員等の関係者のいずれにも提供していない。

(2) 歯科訪問診療料の加算

《歯科診療特別対応加算》

- ① 算定要件を満たしていない歯科診療特別対応加算を算定している次の例が認められたので改めること。

当該加算を算定した日の患者の状態を診療録に記載していない。

- ② 診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

算定した日の患者の状態

- ③ 著しく歯科診療が困難な者に該当していない場合に、算定できない歯科診療特別対応加算を算定している例が認められたので改めること。

《歯科訪問診療補助加算》

算定要件を満たしていない歯科訪問診療補助加算を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 診療の補助を行った歯科衛生士の氏名を診療録に記載していない。

イ 算定の対象となる歯科訪問診療の時間を通じて歯科訪問診療の補助を行っていない。

(3) 訪問歯科衛生指導料

算定要件を満たしていない訪問歯科衛生指導料を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 歯科衛生士等に指示した内容、指導の実施時刻（開始時刻と終了時刻）、訪問先名、訪問した日の患者の状態の要点等を診療録に記載していない。

イ 情報提供文書に記載すべき内容（指導の実施時刻（開始時刻と終了時刻））が実態と異なる。

(4) 歯科疾患在宅療養管理料

算定要件を満たしていない歯科疾患在宅療養管理料を算定している次の例が認められたので改めること。

患者の継続的な管理に必要な事項を診療録に記載又は管理計画書の写しを診療録に添付していない。

(5) 在宅患者歯科治療時医療管理料

算定要件を満たしていない在宅患者歯科治療時医療管理料を算定している次の例が認められたので改めること。

患者の血圧、脈拍、経皮的動脈血酸素飽和度の経時的な監視（術前、術中、術後）を行っていない。

5. 検査

(1) 電氣的根管長測定検査

算定要件を満たしていない電氣的根管長測定検査を算定している次の例が認められたので改めること。

検査結果を診療録に記載又は検査結果の分かる記録を診療録に添付していない。

(2) 歯周病検査

《歯周基本検査》

- ① 算定要件を満たしていない歯周基本検査を算定している次の例が認められたので改めること。

必要な検査のうち歯周ポケット測定（1点以上）、歯の動揺度の結果を診療録に記載又は検査結果の分かる記録を診療録に添付していない。

- ② 乳歯列期の患者に対して、算定できない歯周基本検査を算定している例が認められたので改めること。
- ③ 混合歯列期の患者に対して、漫然と歯周基本検査を実施している例が認められたので、歯周組織の状態、歯年齢等により、混合歯列期歯周病検査、歯周基本検査の必要性を十分に考慮した上で検査を選択すること。
- ④ 歯周基本検査における歯周ポケット測定、歯の動揺度の検査結果について、診療録又は診療録に添付した記録の記載に不備のある例が認められたので、適切に記載すること。

《歯周精密検査》

- ① 算定要件を満たしていない歯周精密検査を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 必要な検査のうち歯周ポケット測定（4点以上）、プロービング時の出血の有無、歯の動揺度、プラークチャートを用いたプラークの付着状況を実施していない。

イ 必要な検査のうち歯周ポケット測定（4点以上）、プロービング時の出血の有無、歯の動揺度、プラークチャートを用いたプラークの付着状況の結果を診療録に記載又は検査結果が分かる記録を診療録に添付していない。

ウ 1口腔単位で実施していない。

- ② 臨床所見、画像診断所見、処置内容、症状経過等から判断して、必要性の認められない歯周精密検査を実施している例が認められたので改めること。
- ③ 歯周精密検査における歯周ポケット測定、プロービング時の出血の有無、歯の動揺度、プラークチャートを用いたプラークの付着状況の検査結果について、診療録の記載に不備のある例が認められたので、適切に記載すること。
- ④ 2回目以降の歯周病検査は、歯周治療による歯周組織の変化や治療に対する反応等を評価し、治癒の判断や治療計画の修正を行うことを目的として実施するものであるので、適切な検査と評価を行うよう改めること。

《混合歯列期歯周病検査》

算定要件を満たしていない混合歯列期歯周病検査を算定している次の例が認められたので改めること。

必要な検査のうちプラークチャートを用いたプラークの付着状況、プロービング時の出血の有無を実施していない。

(3) 歯周病部分的再評価検査

算定要件を満たしていない歯周病部分的再評価検査を算定している次の例が認め

られたので改めること。

必要な検査のうち歯周ポケット測定(4点以上)、プロービング時の出血の有無、必要に応じて行う歯の動揺度及びプラークチャートを用いたプラークの付着状況の検査の結果を診療録に記載又は検査結果が分かる記録を診療録に添付していない。

(4) 歯冠補綴時色調採得検査

算定要件を満たしていない歯冠補綴時色調採得検査を算定している次の例が認められたので改めること。

撮影した口腔内カラー写真を診療録及び歯科技工指示書に添付していない。

(5) 検査料

術前の検査を画一的に実施している例が認められたので、個々の症例に応じて適切に実施すること。

6. 画像診断

(1) 総論的事項

- ① 歯科エックス線撮影において、診断に必要な部位が撮影されていない不適切な例が認められたので改めること。
- ② 歯科疾患の画像診断に際しては、疾患の状態や撮影範囲、得られる結果等を十分考慮し適切な撮影方法を選択すること。
- ③ 撮影した歯科エックス線写真、歯科パノラマ断層写真、歯科部分パノラマ断層写真を確認できない例が認められたので、適切に整理・保管すること。
- ④ 歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影、歯科部分パノラマ断層撮影において、位置づけを適切に行っていない例が認められたので、正確な位置づけを行うこと。

(2) 診断料

- ① 算定要件を満たしていない画像診断における診断料を算定している次の例が認められたので改めること。
ア 歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影、歯科用3次元エックス線断層撮影を行った場合に、写真診断に係る必要な所見を診療録に記載していない。
イ 歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影を行った場合に、診療録に記載している写真診断に係る必要な所見が実態と異なっている。
- ② 歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影、歯科用3次元エックス線断層撮影を行った場合に、診療録に記載すべき写真診断に係る必要な所見について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- ③ 一連の症状を確認するため、同一部位に撮影を行った場合における2枚目以降の撮影に係る写真診断の費用について、所定点数の100分の50に相当する点数として算定すべきものを所定点数で算定している例が認められたので改めること。

7. 投薬

投薬

- ① 医薬品医療機器等法の承認事項からみて、次の不適切な投薬が認められたので改めること。

適応外

- ② 処置内容、症状等にかかわらず、画一的な投薬をしている例が認められたので、傷病名、症状、経過等を考慮の上、投与薬剤、投薬日数、投薬量、投薬方法をその都度決定すること。
- ③ 投薬を行うに当たっては、医薬品医療機器等法の承認事項に加え、薬剤の重要な基本的注意事項を考慮し、個々の症例に応じて適切に判断すること。
- ④ 投薬を行うに当たっては、後発医薬品の使用を考慮するとともに、患者に後発医薬品を選択する機会を提供すること等、患者が後発医薬品を選択しやすくするための対応に努めること。

8. リハビリテーション

(1) 摂食機能療法

算定要件を満たしていない摂食機能療法を算定している次の例が認められたので改めること。

摂食機能療法の実施時刻(開始時刻と終了時刻)、療法の内容の要点を診療録に記載していない。

(2) 歯科口腔リハビリテーション料1

《歯科口腔リハビリテーション料1「1 有床義歯の場合」》

- ① 算定要件を満たしていない歯科口腔リハビリテーション料1「1 有床義歯の場合」を算定している次の例が認められたので改めること。
調整部位又は指導内容等の要点を診療録に記載していない。
- ② 診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。
調整部位又は指導内容等の要点

(3) 歯科口腔リハビリテーション料2

診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

実施内容等の要点

9. 処置

(歯の疾患の処置)

(1) う蝕処置

- ① 算定要件を満たさないう蝕処置を算定している次の例が認められたので改めること。

算定部位ごとに処置内容等を診療録に記載していない。

- ② 軟化象牙質の除去又は留意事項通知に示すいずれの暫間充填にも該当していない場合に、算定できないという蝕処置を算定している例が認められたので改めること。

(2) 咬合調整

歯冠形態の修正を行った際に、診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

修正理由、修正箇所等

(3) 歯内療法

《根管充填》

- ① 根管充填を含む一連の根管治療の費用の算定において、単根管で算定すべきものを複数根管として誤って算定している例が認められたので改めること。
- ② 加圧根管充填処置を算定しない場合においても、根管充填を行った際には必要に応じて歯科エックス線撮影を実施し、的確な診断を基に適切な治療を行うこと。

《加圧根管充填処置》

算定要件を満たしていない加圧根管充填処置を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 緊密な根管充填を行っていない。

イ 複数の根管を有する歯において、一部の根管で緊密な根管充填を行っていない。

ウ 根管充填後に歯科エックス線撮影又は歯科部分パノラマ断層撮影により根管充填の状態を確認していない。

エ 根管充填後に撮影した歯科用エックス線画像又は歯科部分パノラマ断層撮影画像が根管充填の確認に利用できない。

《N i - T i ロータリーファイル加算》

歯科用3次元エックス線断層撮影装置及び手術用顕微鏡を用いて根管治療を行い、加圧根管充填処置を行った場合以外に、算定できないN i - T i ロータリーファイル加算を算定している例が認められたので改めること。

《抜歯を前提とした歯内療法》

抜歯を前提とした急性症状の消退のための根管拡大等に係る症状、所見、治療内容について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

(歯周組織の処置)

(1) 総論的事項

- ① 歯周病に係る症状、所見、治癒の判断、治療計画等の診療録への記載がない又は不十分であり、診断根拠や治療方針が不明確な例が認められたので、記載内容の充実を図ること。
- ② 歯周治療の実施に当たっては、「歯周病の治療に関する基本的な考え方」（令和2年3月 日本歯科医学会）を参考に適切な治療を行うこと。
- ③ 歯周病に係る診断根拠、治療方針、治癒の判断及び治療計画の修正等が不明確な

例が認められたので、歯周病検査及び画像診断の結果等を診断及び治療に十分活用すること。

(2) 歯周病処置

算定要件を満たしていない歯周病処置を算定している次の例が認められたので改めること。

計画的に1月間特定薬剤を注入していない。

(3) 歯周基本治療

① 歯周病検査の結果に基づいて行っておらず、算定要件を満たしていない歯周基本治療(スケーリング・ルートプレーニング)を算定している例が認められたので改めること。

② 必要性の認められない歯周基本治療(スケーリング・ルートプレーニング)を実施している例が認められたので、歯周病検査の結果、画像診断等に基づく的確な診断及び治療計画により適切な治療を行うこと。

(4) 歯周病安定期治療

① 算定要件を満たしていない歯周病安定期治療を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 歯周病安定期治療の開始に当たって、歯周病検査を行っていない。

イ 歯周病安定期治療の開始に当たって、歯周病検査の結果の要点や当該治療方針等についての管理計画書を作成していない。

ウ 歯周病安定期治療の開始に当たって、歯周病検査の結果の要点や当該治療方針等についての管理計画書を患者又はその家族等に提供していない。

② 管理計画書に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 歯周病検査の結果の要点

イ 歯周病安定期治療の治療方針

③ 一時的に症状が安定した状態に至っていない場合に、算定できない歯周病安定期治療を算定している例が認められたので改めること。

④ 歯周病安定期治療の実施に際しては、一連の歯周基本治療等の終了後に、一時的に病状が安定した状態であって、継続的な治療が必要と判断された患者に対して、病状の安定を維持し、治癒させることを目的として実施すること。

(5) 歯周病重症化予防治療

① 算定要件を満たしていない歯周病重症化予防治療を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 歯周病重症化予防治療の開始に当たって、歯周病検査の結果の要点や当該治療方針等についての管理計画書を作成していない。

イ 歯周病重症化予防治療の開始に当たって、歯周病検査の結果の要点や当該治療方針等についての管理計画書を患者又はその家族等に提供していない。

② 管理計画書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次

の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 歯周病検査の結果の要点

イ 歯周病重症化予防治療の治療方針

- ③ 歯周ポケットが4ミリメートル未満で部分的な歯肉の炎症又はプロービング時の出血が認められる状態のものに該当していない場合に、算定できない歯周病重症化予防治療を算定している例が認められたので改めること。

(その他の処置)

(1) 暫間固定

暫間固定を行った部位、症状、所見、経過等について、診療録に記載していない又は診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

(2) 口腔内装置

- ① 口腔内装置の製作方法と使用材料名について、診療録に記載していない又は診療録への記載が不十分な例が認められたので、適切に記載すること。
- ② 顎関節症、歯ぎしりに対して、口腔内装置を用いた治療を行っている場合における症状、所見等について、診療録に記載していない又は診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

(3) 口腔内装置調整・修理

《口腔内装置調整》

算定要件を満たしていない口腔内装置調整を算定している例が認められたので改めること。

調整の部位、方法等を診療録に記載していない。

(4) 歯冠修復物又は補綴物の除去

除去した歯冠修復物・補綴物の種類について、診療録の記載が誤っている例が認められたので、適切に記載すること。

《著しく困難なもの》

- ① メタルコアであって歯根の3分の1以上のポストを有するものに該当していない場合に、算定できない歯冠修復物又は補綴物の除去「3 著しく困難なもの」を算定している例が認められたので改めること。
- ② スクリューポストを除去した場合に、算定できない歯冠修復物又は補綴物の除去「3 著しく困難なもの」を算定している例が認められたので改めること。

(5) 根管内異物除去

当該保険医療機関における治療に基づく異物について除去を行った場合に、算定できない根管内異物除去を算定している例が認められたので改めること。

(6) 有床義歯床下粘膜調整処置

義歯の床裏装や再製に着手した日以降に、算定できない有床義歯床下粘膜調整処置を算定している例が認められたので改めること。

(7) 口腔粘膜処置

算定要件を満たしていない口腔粘膜処置を算定している次の例が認められたので改めること。

病変の部位及び大きさ等を診療録に記載していない。

(8) 機械的歯面清掃処置

算定要件を満たしていない機械的歯面清掃処置を算定している次の例が認められたので改めること。

当該処置を行った歯科衛生士の氏名を診療録に記載していない。

(9) フッ化物歯面塗布処置

使用薬剤名を診療録に記載していない例が認められたので、適切に記載すること。

10. 手術

(1) 総論的事項

- ① 口唇腫瘍摘出術、粘液嚢胞摘出術の手術内容について、診療録に記載していない又は診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- ② 同一手術野又は同一病巣につき、2以上の手術を同時に行った場合に、算定できない従たる手術の費用を算定している例が認められたので改めること。

(2) 抜歯手術

抜歯手術（難抜歯加算、埋伏歯）における症状、所見、手術内容、術後経過について、診療録に記載していない又は診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

《難抜歯加算》

歯根肥大、骨の癒着歯、歯根彎曲等に対する骨の開さく又は歯根分離術等に該当していない場合に、算定できない難抜歯加算を算定している例が認められたので改めること。

《埋伏歯》

骨性の完全埋伏歯又は歯冠部が3分の2以上の骨性埋伏である水平埋伏智歯に該当していない場合に、算定できない抜歯手術「4 埋伏歯」を算定している例が認められたので改めること。

(3) 歯根嚢胞摘出手術

- ① 歯根嚢胞摘出手術における所見、手術内容、術後経過について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- ② 歯根嚢胞の大きさが歯冠大に満たない場合に、算定できない歯根嚢胞摘出手術「1 歯冠大のもの」を算定している例が認められたので改めること。
- ③ 歯根嚢胞の大きさが拇指頭大に満たない場合に、歯根嚢胞摘出手術「1 歯冠大のもの」として算定すべきものを歯根嚢胞摘出手術「2 拇指頭大のもの」で算定している例が認められたので改めること。

(4) 口腔内消炎手術

- ① 算定要件を満たしていない口腔内消炎手術を算定している次の例が認められたので改めること。

手術部位、症状及び手術内容の要点を診療録に記載していない。

- ② 診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 手術部位

イ 症状

ウ 手術内容の要点

(5) 歯周外科手術

- ① 算定要件を満たしていない歯周外科手術を算定している次の例が認められたので改めること。

手術部位及び手術内容の要点を診療録に記載していない。

- ② 歯周外科手術（歯周ポケット搔爬術、新付着手術、歯肉切除手術、歯肉剥離搔爬手術、歯周組織再生誘導手術、歯肉歯槽粘膜形成手術（歯周病の治療を目的とするもの））を歯周精密検査の結果に基づいて行っていない。

- ③ 歯周外科手術（歯周ポケット搔爬術、歯肉剥離搔爬手術）における手術部位、手術内容について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

11. 麻酔

伝達麻酔・浸潤麻酔

歯冠形成の所定点数に含まれ別に算定できない歯冠形成に付随して行った浸潤麻酔を算定している例が認められたので改めること。

12. 歯冠修復及び欠損補綴

(1) 補綴時診断料

- ① 算定要件を満たしていない補綴時診断料を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等についての要点を診療録に記載していない。

イ 診療録に記載すべき内容（製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等の要点）が実態と異なっている。

- ② 診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 製作を予定する部位

イ 欠損部の状態

ウ 欠損補綴物の名称及び設計等の要点

- ③ 新たに生じた欠損部の補綴に際して「2 補綴時診断（1以外の場合）」を算定

後、同一の有床義歯に対して再度、人工歯及び義歯床を追加する場合、前回補綴時診断料を算定した日から起算して3月以内に、算定できない補綴時診断料を算定している例が認められたので改めること。

(2) クラウン・ブリッジ維持管理料

① クラウン・ブリッジ維持管理料に係る届出を行っていない場合に、算定できないクラウン・ブリッジ維持管理料を算定している例が認められたので改めること。

② 算定要件を満たしていないクラウン・ブリッジ維持管理料を算定している次の例が認められたので改めること。

患者に提供した文書の写しを診療録に添付していない。

③ 患者への提供文書に記載すべき内容について、記載の不十分又はない例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

保険医療機関名

④ クラウン・ブリッジ維持管理を行っている歯冠補綴物又はブリッジを装着した歯に対して、当該歯冠補綴物又はブリッジを装着した日から起算して2年以内に、別に算定できない次の費用を算定している例が認められたので改めること。

新たな歯冠補綴物又はブリッジの製作・装着した場合の一連の費用

(3) 歯冠形成・歯冠修復

《う蝕歯無痛的窩洞形成加算》

特定診療報酬算定医療機器の「う蝕除去・窩洞形成用レーザー」に該当するレーザー機器を使用していない又はレーザー機器に加えエアータービン等歯科用切削器具を用いている場合に、算定できないう蝕歯無痛的窩洞形成加算を算定している例が認められたので改めること。

(4) 印象採得

使用材料名について、診療録に記載していない例が認められたので、適切に記載すること。

(5) リテイナー

暫間固定（レジン連続冠によるもの）又は歯周治療用装置（冠形態のもの）として算定した装置をそのまま使用しているにもかかわらず、リテイナーとして誤って算定している例が認められたので改めること。

(6) 歯冠修復

歯冠修復について窩洞形成として算定すべきものをう蝕歯即時充填形成として誤って算定している例が認められたので改めること。

《CAD/CAM冠》

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）、（Ⅳ）の材料の名称及びロット番号等を記載した文書（シール等）が適切に保存・管理されていないため、使用患者、使用部位及び使用日がわかるよう適切に保存・管理すること。

(7) 有床義歯

《有床義歯》

- ① 高齢者で根管が閉鎖して歯内療法が困難な場合等、やむを得ず残根歯に対して、歯内療法及び根面被覆が完了できなかった場合に義歯を製作した際に、その理由について、診療録に記載していない例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- ② 鉤の種類について、鑄造鉤をコンビネーション鉤として誤って算定している例が認められたので改めること。
- ③ 補強線を屈曲バー又は鑄造バーとして誤って算定している例が認められたので改めること。

《保持装置》

保持装置（1歯欠損に相当する孤立した中間欠損部位を含む有床義歯において鑄造バー又は屈曲バーと当該欠損部に用いる人工歯を連結するために使用される小連結子）に該当していないにもかかわらず、保持装置として誤って算定している例が認められたので改めること。

（8）修理

《有床義歯修理》

- ① 算定要件を満たしていない有床義歯修理を算定している次の例が認められたので改めること。

修理内容の要点を診療録に記載していない。

- ② 診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

修理内容の要点

- ③ 総義歯又は9歯以上の局部義歯において、咬合高径を調整する目的で人工歯の咬合面にレジンを追加し咬合の再形成を行った場合又は当該義歯の床縁形態を修正する目的で当該義歯の床縁全周にわたりレジンを追加し床延長する場合に1回に限り算定すべき有床義歯修理を、複数回算定している例が認められたので改めること。

《歯科技工加算》

算定要件を満たしていない歯科技工加算1を算定している次の例が認められたので改めること。

有床義歯修理の場合について、預かり日、修理内容を診療録に記載していない。

13. 歯科矯正

（1）歯科矯正診断料

治療計画書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

口腔領域の症状及び所見（咬合異常の分類、唇顎口蓋裂がある場合は裂型、口腔の生理的機能の状態等）、ヘルマンの咬合発育段階等の歯年齢等

（2）顎口腔機能診断料

治療計画書に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な

例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

- ① 口腔領域の症状及び所見（咬合異常の分類、唇顎口蓋裂がある場合は裂型、口腔の生理的機能の状態、頭蓋に対する上下顎骨の相対的位置関係の分類等）、ヘルマンの咬合発育段階等の歯年齢等
- ② 歯科矯正に関する医療を担当する保険医療機関及び顎離断等の手術を担当する保険医療機関が共同して作成した手術予定等年月日を含む治療計画書、計画策定及び変更年月日等
- ③ 顎離断等の手術を担当する保険医療機関名及び担当歯科医師又は担当医師の氏名

(3) 歯科矯正管理料

歯科矯正管理料に係る文書に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

- ① 病名、症状、療養上必要な指導（矯正装置の取扱い、口腔衛生、栄養、日常生活その他療養上必要な指導）
- ② 計画的な歯科矯正管理の状況（治療計画の策定及び変更年月日を含む。）

(4) 装着

- ① 算定要件を満たしていないフォースシステムの加算を算定している次の例が認められたので改めること。

力系に関するチャートを作成していない。

- ② フォースシステムの加算を算定する場合に、診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

口腔内の状況、力系に関するチャート、治療装置の名称及び設計等

II 診療報酬の請求等に関する事項

1. 届出事項、報告事項等

次の届出事項について、変更が認められたので速やかに東北厚生局あて届け出る
こと。

ア 保険医の異動

イ 標榜診療時間、標榜診療日の変更

2. 掲示事項

保険医療機関の掲示事項に不備が認められたので、速やかに適切な掲示を
すること。

ア 明細書の発行に関する事項を掲示していない、掲示内容が不十分である又は
掲示が誤っている。

イ 施設基準に係る事項を掲示していない又は掲示内容が誤っている、届出して
いないにもかかわらず誤って掲示している。

ウ 保険外併用療養費の療養の内容及び費用に関して掲示していない。

3. 基本診療料の施設基準等

歯科外来診療環境体制加算

歯科用吸引装置等により、歯科ユニット毎に歯の切削や義歯の調整、歯冠補綴物の調整時等に飛散する細かな物質を吸引できる環境の確保が不十分なので適切に確保すること。

4. 特掲診療料の施設基準等

有床義歯修理及び有床義歯内面適合法の歯科技工加算 1、2

施設基準に適合していない次の事項が認められたので速やかに届出を辞退し、基準を満たした場合に改めて届出を行うこと。

ア 常勤の歯科技工士を配置していない。

イ 歯科技工室及び歯科技工に必要な機器及び施設を有していない。

5. 診療報酬請求

(1) 総論的事項

- ① 診療録と診療報酬明細書において、診療内容、部位、傷病名、所定点数、合計点数、開始年月日について一致しない例が認められたので、保険医療機関、保険医により十分に照合・確認を行い適切に記載すること。
- ② 診療報酬の請求に当たっては、審査支払機関への提出前に必ず主治医自らが診療録と照合し、診療報酬明細書の記載事項に誤りや不備がないか確認すること。

(2) 診療報酬明細書の記載

- ① 歯科訪問診療料を算定した場合、「摘要」欄に歯科訪問診療を行った日付、実施時刻（開始時刻と終了時刻）、訪問先名（記載例：自宅、〇〇マンション、介護老人保健施設××苑）、患者の状態（急変後の対応を行った場合又は診療時間が20分未満で「歯科訪問診療1」又は「歯科訪問診療2」の所定点数を算定した場合は、その理由）を記載すること。
- ② 診療報酬明細書の記載等について、不備のある例が認められたので適切に記載すること。

摘要欄の歯科パノラマ断層撮影に係る記載について、実態とは異なる算定理由を記載している。

6. 一部負担金等

一部負担金

- ① 一部負担金の徴収について、次の例が認められたので、適切に徴収すること。
 - ア 徴収すべき者から適切に徴収していない。
 - イ 診療の都度、徴収していない。

- ② 未収の一部負担金の管理が不十分な例が認められたので改めること。
管理簿を作成していない。
- ③ 審査支払機関が行った減額査定を認容した結果、一部負担金に過徴収が生じた場合は、患者に適切に返金等の対応をすること。

7. その他

その他

- ① 保険医は療養担当規則等の諸規則に習熟し、適正な保険診療に努めること。
- ② 保険診療に関する諸規則や算定要件等の理解が十分でないことから、開設者、管理者、保険医として備えるべき知識の修得に努めること。
- ③ 過去に出席した集団指導、新規個別指導、個別指導における指導内容等を以後の診療や保険請求に反映させるなど活用を図ること。